

## 会 則

### 第一章 総 則

第1条 本会は滋賀医科大学医学部内科学講座 循環器内科・呼吸器内科 湖笛会と称する。

第2条 本会は医学の研鑽を積み、会員相互の親睦交流を図る事を目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 名簿、会誌、会報の発行等
2. 講演会・臨床談話会
3. 親睦会
4. メーリングリストの作成、ホームページの作成・運用

第4条 本会の事務局は滋賀医科大学医学部内科学講座循環器内科に置く。

### 第二章 会 員

第5条 本会の会員は正会員と特別会員とする。

1. 正会員は、滋賀医科大学医学部旧第一内科教室ならびに内科学講座循環器内科・呼吸器内科の出身者および在籍者とする。また、本人の希望により、特別会員の施設在籍者で会長、副会長が適任と認めたものとする。
2. 特別会員は前項以外の者で本会の目的に賛同し、本会の発展に寄与するもので、会長が適任と認めた者とする。
3. 会員は、次の場合にその資格を喪失するものとする。
  - (ア) 死亡または失踪宣告のとき。
  - (イ) 本会の名誉を著しく傷つける行為があったと評議員会が判断したとき。
  - (ウ) 同門会年会費を5年以上滞納した者は除籍とする。

### 第三章 役 員

第6条 本会に下記の役員を置く

名誉会長 若干名、会長 1名、副会長 1名、会長補佐 3名、評議員 若干名、会計監査 2名、幹事（会計、庶務、編集長）4名、顧問 若干名

第7条 会長、名誉会長は評議員会において会員中より選出し、総会の承認を得る。会長は滋賀医科大学循環器内科・呼吸器内科の教授が候補となり、名誉会長は任期を終了した会長が候補となる。顧問は長年本会の発展に寄与のあった者をもってあてる。

第8条 副会長、会長補佐、会計監査、幹事の任命は会長が推薦し、総会で承認を受けるものとする。評議員は会長、副会長、会長補佐が推薦し総会で承認を受ける。

第9条 役員任期は3年とし、再選を妨げない。但し、役員が退任の希望を会長に申し出たときは評議員会において承認を得る。

第 10 条 会長は本会を代表し、会長が事故等で任務に支障がある場合は副会長が会長の職務を代行する。

第 11 条 会計監査は本会の会計を監査する。

第 12 条 幹事は本会の会計、庶務、同門会誌、メーリングリスト、ホームページを担当する。

#### 第四章 会 議

第 13 条 定期総会は毎年一回これを開催する。但し、会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第 14 条 総会の開催は予め会議の目的、日時、場所を記載した書面または電子メールにより会議の 1 ヶ月以上前に全員に通知する。

第 15 条 総会は会員の 10 分の 3 以上の出席で成立し、議決は出席会員の過半数の議決をもって決議する。ただし、会長あるいは出席する他の会員に委任した者は出席者とみなす。

第 16 条 評議員会は会長がこれを招集する。

1. 評議員会の議決は出席者の 3 分の 2 以上の賛同がなければならない。

#### 第五章 資 産

第 17 条 本会の資産は下記のものとする。

1. 会費
2. 寄付金
3. 臨時に徴収する会費

第 18 条 年会費は正会員五千元、特別会員費一口一万円で五口以上とする。

第 19 条 経費は会費その他の収入を以て支弁する。

第 20 条 収支決算は監査の承認を得て、翌年の定期総会に報告する。

#### 第六章 付 則

第 21 条 会員の慶弔に際しては、別途細則を設ける。

第 22 条 本会会則を変更する場合は、定期または臨時総会で出席者の過半数の同意を要する。

第 23 条 会務の細則については評議員会がこれを決定し、速やかに会員に告知する。

第 24 条 会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

第 25 条

1. 本会則は平成 15 年 2 月 16 日より発効する。
2. 本会則は平成 24 年 2 月 18 日より改正施行する。
3. 本会則は平成 28 年 2 月 6 日より改正施行する。
4. 本会則は平成 31 年 2 月 16 日より改正施行する。
5. 本会則は令和 4 年 3 月 5 日より改正施行する。